

平成30年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年6月11日(月)
招集場所	米子市役所旧庁舎 603会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員
出席推進委員	大東清彦委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 小林秀美委員 岩佐清志委員 西村茂春委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 池口稔委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦係長 河野主幹 山本主幹 高田主幹
傍聴人	1名
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回

答について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

議長（高西会長）

それでは、第3回農業委員会総会を開きます。

先月5月に全国農業委員会会長大会がありまして、米子市から私と局長の宅和君と参加させていただきました。その中で、担い手育成機構の成績が、おととしは確か全国で三番目だったかと記憶しておりますが、今年は、2017年ですけれども、鳥取県が全国で一番になりました。それで理事長が米子市で頑張ってもらっておかげさんで一番になったと大変喜んで、言葉をいただきました。今後もみなさんひとつ農家に寄り添って、いろいろご協力いただきますよう、遊休農地が増えないように、ひとつ皆さんのお力をいただきたいと思います。

ので、今後ともひとつよろしくをお願いします。

それからもう一つ、県からですね今日職員さんが傍聴させてほしいということで来ておられますので、ひとつよろしくをお願いします。

それでは、第3回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号10番の小西委員と議席番号11番の角委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、木村委員、公本委員です。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号7の河崎について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号7の河崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人の希望により、譲受人が売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、32aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

7番の議案について説明いたします。本件は、河崎の田、一筆、46平方メートルの農地についてです。この農地は去年の3月に隣地の河崎の田を、今回申請人の売渡人〇〇さんから譲受人の〇〇さんが売買で取得したものですけども、今回の申請は、隣接している小さい田46平方メートルと一緒に買い取ってもらうということで今回の申請になっております。許可要件については問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号8の淀江町西原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号8の淀江町西原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、高齢で耕作困難となった譲渡人の希望により、譲受人が売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、52aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

池口推進委員

8番の議案について説明いたします。本件は、淀江町西原の山陰道の下ですわ。1筆、449平方メートルの農地について、売買を行う

ものです。譲渡人さんは、74歳のため、耕作を続けていくことが難しいため、譲り受けてくれる方を探していたところ、ちょうどいい具合に近所でありまして、買ってもらって喜んでおられました。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願ひいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号9の二本木について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号9の二本木について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、双方での話し合いにより、譲渡人の農地について、譲受人が売買で取得するものであります。譲受人は〇〇の方ですので、耕作証明等確認済です。取得後の経営面積は、165aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

9番の議案について説明いたします。本件は、二本木の、田、974平方メートルの農地について、売買を行うものです。譲渡人さんは、住まいが〇〇のため、遠くて耕作不便なため、近くで耕作されている譲受人さんに売買で譲ることになったとのことです。仲本推進委員と現地調査を行ったところ、耕作されており、許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号10の和田町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号10の和田町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、県外在住の譲渡人の農地について、貸しておられた方が亡くなったため、近隣に住んでいる譲受人に相談しまして、売買により譲受人が農地を取得するものです。取得後の経営面積は、23aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

米澤推進委員

10番の議案について説明いたします。現地については井田委員と現地を確認しております。本件は、和田町の畑、一筆408平方メートルの農地について、売買を行うものです。譲渡人は、元は〇〇だったですけども〇〇に住んでおられますが、農地を貸付けしていた方が、この春にお亡くなりになったとのことで、近隣で、どなたか探していたところ、隣地で耕作されています譲受人が売買により取得することで合意しております。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号11の淀江町西原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号11の淀江町西原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、高齢で耕作困難となった譲渡人の農地について、譲受人の希望により売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、71aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

池口推進委員

11番の議案について説明いたします。本件は、淀江町西原の畑、〇〇の近くですわ。1筆、660平方メートルの農地について、売買を行うものです。譲渡人さんは高齢のため、耕作困難な状況であり、隣地で耕作している譲受人が雑草などで困るため、直接、お話しをしてみたいところ、譲ってもらうことになったとのことです。なお、今後、譲受人さんは少しずつ肥培管理を行い、農地に戻すとのことで、今後、梅やイチジクなどを植える計画とのことです。これも、一度無償であげるって言いなっただけね、ただは後でなんだかんだもめることもあるので有償でということ。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

なかなか池口さんはお世話が上手で、地元では助かっておられます。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号12の高島について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号12の高島について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、病気により耕作困難となった譲渡人の農地について、親類である譲受人と話し合いまして、譲受人が贈与により農地を取得するものです。取得後の経営面積は、106aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

12番の議案について説明いたします。本件は、高島の畑が1筆と、田が7筆の合計9931平方メートルの農地について、贈与を行うものです。譲渡人さんが病気で耕作不可となってしまう、現在世話になっている叔母の世帯に譲りたいとの意向により、この度、贈与を行うことになったものであります。なお、譲受人さんは〇〇町在住とのことで、現在、耕作面積は7畝程度と小さいですので、事務局に確認してもらいましたところ、譲受人さんは琴浦町の農事組合法人で働いており、貸付地として7反近く出しているためです、実質はそれを耕作しておるとのことです。これで譲渡人さんは、市内に農地所有はありません。また、耕作にあたり、機械類についても、譲渡人さんのものをそのまま借りて耕作することになっています。田邊推進委員と現地確認をしたところ、畑はきちんと管理され、田は7筆すべて今現在田植えをしておられます。許可要件については問題ないと思われまますのでよろしく願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号13の大篠津について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号13の大篠津町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、耕作する農地の進入路確保のため、譲受人の希望により、売買で農地を取得するものです。取得後の経営面積は、131aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

13番の議案について説明いたします。本件は、大篠津町の畑、一筆294平方メートルの農地について、売買を行うものです。譲受人さんは申請地の周辺で耕作しておりますが、進入路がなく、農地の所有者である譲渡人さんに、直接譲って欲しいと交渉し、今回、売買を行うことになったものです。角委員さんと現地確認を行いまして、現地は住宅や工場に隣接して畑に入るのに細い道しかなく大型のトラクターの搬入が難しいということで、今回の売買になったということです。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

角農業委員

一反あたりが〇〇円ということで、大篠津の農地の値段としては高いと。だいたい〇〇円前後が普通です。ところがですね、隣が前回の駐車場に売買した関係で坪〇〇円で売ったんで、どうしてもこれじゃないとだめだという譲渡人の話があつてですね、まあ、面積が少ないんで譲歩したと。これが相場になつては困るなど。

議長（高西会長）

今地元委員さんから説明がありましたが、要するに進入路がないために進入路を確保するために高額な単価で買われたということのようです。

足立農業委員

相場になつちゃうんじゃないですかね。結構高い。

角農業委員

これは特殊事例ということで。隣の〇〇というのがあつてですね、そこがどうしても欲しいということで高値で買ってしまつたんで。

議長（高西会長）

なかなか買い手と売り手の方で納得されて高い安いはなかなか側からはねえ。そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号14の古豊千について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号14の古豊千について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、親子間での贈与案件となります。譲渡人である母の所有農地について、今後のこと考えまして、譲受人である息子さんに農地を贈与するものです。取得後の経営面積は、70aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

14番の議案について説明いたします。本件は、古豊千の畑が1筆と田が6筆の合計4743平方メートルの農地について、贈与を行うものです。説明のとおり、今回の贈与は、母から子への親子間での贈与です。現地については田邊推進委員と現地調査をしたところ、すべて管理及び耕作されていることを確認しておりまして、許可要件については特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号15の車尾について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号15の車尾について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、県外在住の譲渡人の所有農地について、今後、耕作意向ないため、処分について、近所や知り合いに相談しておりました。この度、譲り受けてくれる方が見つかり、譲受人が農地を売買により取得するものです。なお、売買価格については別紙の〇〇円というのが目立つと思うのですが、当然事務局も確認しまして、こちらのほうは市街化区域について一般の贈与ということになりますと、それなりに数十万円の贈与税がかかる格好になりまして、売買の形でされたということになります。贈与ならすっきりする話ではございますけれども、事務局としても贈与にしないところまではっきりと言えなかったもので、こういった記載になっております。ご理解いただきますようお願いいたします。取得後の経営面積は、114aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

大東推進委員

15番の議案について説明いたします。本件は、車尾の、畑、2筆の合計400平方メートルの農地について、売買を行うものです。場所は〇〇線で〇〇から〇〇の中間の土地で、〇〇に向かった昔で言う路地を入ったところにあります。現地は手が行き届いていませんで、草が生えている状態です。譲渡人は県外に在住していますが、近所でどなたか農地を譲り受けてくれる方を探していましたが、中々見つからず処分に困っており、この度、やっと譲り受けてくれる方が見つかったとのこと。譲渡人さんは、これで市内に農地所有はありません。譲受人は現地を今後、耕うん管理し、かんしょなどを少しずつ耕作していくとのこと。吉澤委員から、草は刈り取り周辺に迷惑がかからないようにと、また私の方からは、きちんと管理するように伝えてあります。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

10アール〇〇円と書いてあるけども、これ間違いじゃないかな。

議長（高西会長）

ちょっと関連して、誰が考えても税務署も意図的に〇〇円としたということはわかると思う。だいたいこれを贈与した場合には贈与税はいくらになるか。

事務局（高田主幹）

細かいところまでの算定はしていませんがざっとしたところで、〇〇円から〇〇円。申請の時に桁が抜けているんじゃないかと確認したんですけど、あくまでも400㎡〇〇円でいくと、許可が出てからこういう契約をしようと思っているけれどという契約内容の写しを見せていただきまして、事務局内でもこういったケースどうなるんだろうと話をしましたけれども、そのまま書かせていただきました。

議長（高西会長）

その時に税務署に聞いてみたかな、あるいは税務課とか。まあ聞かなかつたらしょうがないけども、今後聞いて。せめてなあ、1㎡〇〇円ならわかるけどもなあ。

角農業委員

時価が〇〇円くらいがここらへんの価格。〇〇円の時価に対して〇〇円はあまりにも。

事務局（高田主幹）

そのあたりを反あたり直すというのがちょっとあれなんですけども。

議長（高西会長）

申請された時に、税務署がどういう判断するかってちょっと聞いて。

吉澤農業委員

先ほどから値段というのがあって無いような、まあただではいけないというような意見があったりね、値段というのは2人で決めればいいじゃないかということもあってして、私も当事者として、内心なんぼなんでもこれはちょっとということはあるんですけども、農業委員会としてという声も今あるんですけども、せめてさっき会長が言われましたように、〇の単位くらいにとかね、あるいはこれくらいだったら受け付けんとか、なんかそういうようなことをある程度筋道立ててもらおうとみなさんすっきりするんじゃないかと思うんですけどね。誰がきいてもね、この値段というのは妙だなと思う、これは仕方ない。ただ、本人がそれで良いと。

小西農業委員

税務署の判断はここではできないですけど、廉価販売、あまりにもだとその部分に贈与税がかかる。あまりにも安すぎるとその差額が税務署が評価した差額に贈与税がかかる。ここで税金のことを言ってもですね。

吉澤農業委員

場所的には説明があったんですけども、〇〇のすぐ〇〇側といいますか海側といいますか、路地入ったようなところで、農地としては当然大きな機械は入らないですし非常にやりにくいところではあるんです。〇〇がしょっちゅう通るようなところを人が好んで行くかといったらどうかなという気持ちもありますし、それと現実困っていると。ただで見てもらってほしいというようなことになったのかなと。

田邊推進委員

今〇〇円ということで、いかにも税金逃れが目に見えているんで、それは税務署上は問題ないのか。

議長（高西会長）

局長一回税務課に聞いて、だめなら税務署に聞いてしらべてごしない。次の総会にでも。

事務局(宅和事務局長)

この案件は税務署が担当になりますので、税務署に確認してからまたご報告したいと思います。

井田農業委員

私の場合の例を申し上げますと、贈与をしていただいて、贈与というのはただですわね、ただより高いものは無いと言いますが、それについての税金についてのパーセント決まっていますよね、そうすると私が申請に行った時にはその金額を税務署が計算もして、お宅はこれですから40パーセントとか30パーセントとか、その総金額の40パーセントとか30パーセントとを支払ってくださいということと言われました。

議長（高西会長）

まあ、事務局よく聞いて、みなさんが理解できるように、次の総会にでも報告をしてですねよろしくお願いします。

田中農業委員

今後のこともあるのですが、値段に関しては農業委員会の議決の拘束力みたいなのはあるのですかね。

議長（高西会長）

田中委員が言われたことも含めて事務局調べてまた皆さんにお知らせ願います。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続いて、番号16の米原について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

失礼します。番号16の米原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、規模拡大意向のある借受人が、知り合いである貸付人の所有する農地について、使用貸借で農地を借り受けるものです。市街化区域内につき、利用権設定が使えないので、使用貸借という扱いとなります。P.22をご覧ください。利用権設定各筆明細6-6と合わせました合計14a全ての農地をお貸しするということになります。借受後の経営面積は、287aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

大太農業委員

16番の議案について説明いたします。本件は、米原の畑、一筆297平方メートルの農地について、使用貸借を行うものです。説明のとおり、規模拡大意向の借受人が、知り合いである貸付人の農地について、借り受けるものです。貸付人さんは、事務局の説明のとおり、P.22の利用権設定と合わせて、所有している農地は全て貸している状況になります。借受人さんは、ねぎ農家さんとして、今後、野菜とねぎとを耕作予定とのこと。現地を見たところ住宅街のど真ん中にあるようなところでしたが、今のところきれいに耕作してありました。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく願いいたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、7ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

議長（高西会長）

それでは8ページ、番号5の八幡について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

伊塚農業委員

5番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、八幡の畑で、面積は133平方メートルです。申請人は、家族7人で生活していますが、現在、車を5台所有しており駐車スペースの確保が必要になったため、現在住んでいる自宅の隣地に、敷地を延長して駐車場の整備を計画したものです。西部土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、10ページ、番号29の長砂町について審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

小西農業委員

29番の議案について説明します。今日の一番最初に現地見た所です。申請地は長砂町の田で、面積は363平方メートルです。申請者は、コンクリート二次製品の卸売をしていて、そこを販売用の物を置くということで手狭となっており、隣の所は2月の総会で審議いただいた米子市から公売で入手した土地333㎡の隣接地を更に今回売買で取得するという事で申請がでております。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。道すがらわかりましたように米子南高校とか明道小学校が近隣にございますし、住宅地があり病院も点在しておりますので、第3種農地に該当すると思われまして、転用について問題はないと思われまして、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号30の大篠津から番号31の大篠津について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

角農業委員

5条30番の議案と、5条31番の議案は関連していますので、まとめて説明したいと思います。申請者は議案のとおりです。申請地は〇〇から〇〇に向かうメイン道路のへりで、2、3年前までは田で使っていたのですが、それ以後は放棄地になっていて何も使われていない現状で営農不可能な状態です。面積は、30番が800平方メートル、31番が386平方メートルです。つなぎの面積でまとめて太陽光をやりたいということです。隣接耕作者の同意とありますけれども、隣接も放棄地状態で同意はするけどということです。米川土地改

良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、大篠津町駅から200メートルくらいなので第3種農地に該当すると思われます。もったいない土地なのですけど地主さんの意向で太陽光取付けられますので、やむをえないかなと考えております。地元推進委員の本池さんとも現地を見て、これだけ荒らしてあげられないなという状況を確認しております。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ちょっとお聞きしますけども、皆さんもご存じだとは思いますが、5月30日の毎日新聞を見られた方は良くご存じだと思います。全国でメガソーラーについて問題があって自治体独自に規制をしたり、国も見直すようなんですけども、米子市でもですね、先日、5年位前になると思うんですけども、春日の一部でですね5000㎡の太陽光発電をやられてですね、それでこの頃はですねゲリラ豪雨等々で雨が非常に降ることがある。田んぼに水が必要な時はいいけども、8月の末頃から9月にかけて田んぼに水が入っていけないということで苦情がありましてね、この間県とそれから市の農林課とそれから改良区と農業委員会と被害にあわれた地権者と設置された業者さんを見ていただいて、地元委員さんにひとつ中に入っていい話にさせていただいてというようにはお願いしてはいますが、農地が近隣にある場合は、最近はですね、排水についての苦情が多いもんですから、その辺がなんとかならんかなあと思ってお聞きしますけども。

角農業委員

排水は大きな道路の縁に側溝がありましてそこに流すということで、自然浸透と余ったのは傾斜を付けて道路の側溝に流すというイメージです。

井田農業委員

申請者が二人になっているけども、同じ〇〇の〇〇さんで、申請者が〇〇さんと。

角農業委員

〇〇さんと〇〇さんの土地を買い受けるのが〇〇さん、二つとも同じ。隣でひつついたところですよ。

足立農業委員

場所はどのへんかいね。

角農業委員

〇〇の通りですね〇〇の隣です。家でも建てられる良い場所です。大篠津地区は店が無い関係で宅地化が全く進まないというのが今一番

難点なのですねえ。安い良い土地がいっぱいなのですが。

足立農業委員

最近問題で良く出ているのが、虫食い、いたる所でみなさん造るものですから、優良農地が虫食い状態にならんようにメガソーラー等付けてください。

角農業委員

この間太陽光付いているんです、その奥の方に、店側の方が残っていたのですが、太陽光地帯になっています。太陽光と間に〇〇屋さんがある。

足立農業委員

付けてからやっちゃってしまっからいけませんでしたなんてことが無いように。

議長（高西会長）

事務局にお願いですが、資料は、太陽光発電はこれだけですが、そうすると排水がどんな具合かって、県の常設委員会では通りません。ですので、今後は、排水はどうするのか、それから例えば土砂が流れるところの沈砂池はどうするのか、どこに放流するのかとか、きちんと解るようにしてもらわんと、この間の一部の件みたいにトラブルが起きた時に困ると思います。ですので、そのへんを良く考えて

資料を委員さんが総会にかけられた時に皆さんに良く解るような資料を準備してもらうように。それは県の常設審議会にかける資料みたいなものを作って欲しい。これではなかなか解らない。

田邊推進委員

太陽光で排水をどうするかいうことで今問題になっていますけども、当初は自然浸透が多かったんですよ、太陽光しても下がそのままということで。これが最近では草押さえなんかも含めて舗装するケースも多いんですよ。そうすると今まで排水というのはあまり意識しませんでしたけど、最近の分は全部排水が流れるような感じになってましてね、私も改良区にいますけども、米川さんなんかもこれからはね、下をどうするかいうのも含めて、舗装するようだったら排水もちゃんとしとかなないとだめだし、検討された方が良いでしょう、受ける時にも。私どもも最初同意書を出す時にはなかなかわからないというのもありまして雑種地にするだけだからというところで許可証を出す場合にはそれで出してしまうんです、転用に問題ないかということで、後から太陽光ができてきたりするようなことがあると同意した時点でわからない問題が結構出てくるんです。ある程度わかったうえで、転用を出す時点で内容がわかってたらその内容も含めて我々改良区のほうにも教えてもらったならある程度チェックもできますけども気を付けて欲しいなと思っています。

議長（高西会長）

今、田邊委員さんが言われたように、そう思ったものですから、常設の審議会のような資料をと。それでほしい地下浸透ということが多いですけども、3、4年経ちますとねそうなんです。もう一つはですね、一部の近隣の人に聞いてみたんですけども、草も刈らないということです。それできれいに刈ってあったということですが、それはそういうことがあって現地を調査されるということであわてて刈られたのかと思うと、120センチくらいの草がはえていると、あんなことじゃあと東八幡の人が言っておられました。苦情を言われた人じゃなくて他の人が。ですので、これから各委員さんもそういうものが出てきたら特に周囲に農地があればですね、排水と除草についてどうするかということをごすね、きちんと聞いてやられんといけんと思うですけんそのへんをひとつよろしくお願いします。それから苦情が出た場合はですねえ、まず地元委員に最適化推進委員さんや農業委員さんにまず先頭に立ってですねえ、そうして地域の色々な苦情を処理していただいて、それでいけない時にはまあ事務局に言っていただいて農業委員会それから農林課等と解決しないといけないと思っておりますけれど、それで一部の場合は県も含めてそんな具合に関係者全部寄っていただいて見ていただいたわけですが、今後ともですねこうい

ことがメガソーラーで出ればですねえ、こういうことがあるということをですねえある程度ご理解いただいておりますようお願いいたします。

森中農業委員

事務局に要望したいのは、ソーラーの隣接地の同意を取ってほしいと、というのはねえ、今問題になっているのがソーラーの道を挟んだ隣接地の人には、同意が取ってないわけだ。そういうものがあつたりして問題があつて相談しないといけないということになっているわけだけでも、そのへんも含めてねえ充分隣接地は、以前は長谷川君法的には問題はないとわしが質問した時ものの言い方したけども、そのへんで問題が起きた時には協議するには重要な問題なので、充分そのへんはねえ隣接地の同意は取ってほしいというふうに私要望します。

議長（高西会長）

事務局そのへんはどうか。県が指導方針を出すと言っているから、また農業会議でも審議されると思うけども、今森中委員が言われたようなことをですねえ、もしも指針の中に出ていなかったら、わたしらもはっきり言おうかと思っているところですけども、実際にはそれが求められていないということで、そうした時はどうなりますか。

事務局（宅和局長）

今の所うちの方は独自に隣接地については同意を求めるようお願いはしております。ただ先ほど森中委員さんが言われましたように道を挟んだ隣についてはですねえ求めているんですね、今のところは。ただ今後は、現地を良く見て被害の恐れがあるようなところに関しては同意を求めるようなかたちでお願いをせんといけんなど思っております。

田邊推進委員

水路の状況を見て、道路を挟んで隣地の水路に影響があるようなところはやっぱり同意を取っておいてもらわんと、後でもめた時に問題になるので。

議長（高西会長）

後でもめた時には地元の委員さんが一番困られると思うですね。

田邊推進委員

正規には隣地じゃないけども、ただ影響があるからということで話はしといて欲しなと思います。

事務局（宅和局長）

わかりました。

議長（高西会長）

そうしますと以上のことを考慮して採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号32の日原について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

32番の議案について説明します。2番目に現地を見ていただいた所です。詳細については成実の岩佐委員から説明します。

岩佐推進委員

申請者は議案のとおりです。申請地は日原の田で、面積は2037平方メートルです。申請者は、交通量の多い国道沿いに、利便性の良い場所であり、店の売り上げも十分見込めるとして、コンビニエンスストアの出店を計画したものです。隣接耕作者の同意、四ヶ村堰土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。開発許可についても、見込みがあることを確認

しております。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。見られたとおり米子病院の近くでございます。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号33の一部について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

33番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は一部の田で、面積は1201平方メートルです。申請者は、売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。更にですね当敷地の中に雨水排水をするための側溝を設けるといことも申請者のほうから確認をいたしたところでありまして、申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため第2種農地に該当すると思われま。現地についても田邊委員と現地調査を行ったところ、転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

田邊さんちょっと聞いて見ますけどね、この現場で〇〇さんだかって言われましたでしょうか、同意書が農地には排水を出さんようにしてもらって、事務局にその排水がどんな具合に経路で用排水路通らずに出るのか資料を持って言ったですけども、そのへんどうですか。

田邊推進委員

確認しまして、中に水路を作ってそれでここは落とし水でずっとつかうような田んぼでして、下に落として通常どおりその下から排水持っていくということで、下の田んぼの人にも確認してそれで問題ないからということでさしてもらいました。

議長（高西会長）

それから地下浸透で、と聞いていますけども日野川が近いですが、それで地下水が非常に高いと、そのへんはどんなもんでしょうか。

田邊農業委員

地下水も今相当下がってしまっていてね、地下水自体前のように高くはないですね。ただこれも長年経過すると当然根が詰まってきたりして影響があると思いますけども、ただ、一般的にはそうですけども、ここの田んぼに関しては配慮もしてあるので問題ないからということ。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号34の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

34番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の田で、面積は196平方メートルとなります。申請地は、尾高において、4月からまとまった住宅の転用のありました場所の残りの区画のものです。申請人は、現在、借家住まいをしています。家族も増え、今後のことを考え、申請地に住宅を建築しようとするものです。隣接耕作者の同意は周辺に農地がないために不要です。実行組合からの排水同意書については確認済であります。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地であります。開発許可については、伯仙地区につき、都市計画区域外ですので、不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号35の佐陀新田から12ページの番号39の淀江町佐陀について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

それでは、35番から39番までの議案は、譲渡人が〇〇在住の〇〇さん所有の、佐陀の南北に長い形状の畑〇〇番地の大部分と〇〇番地の一部を南北に連なった状態で売買転用しようとするものです。35番の土地がこの転用案件の一番北側になっておいて、39番が一番南側になっております。まず一番北側の35番それと36番もう似たような状況ですのでこれ2つ併せて説明いたします。現在どちらの方も〇〇でアパート暮らしをしておられますが、近隣の当申請地に一般住宅を建築する計画を持っておられます。隣接耕作者の同意書、その他の書類等は一切不備がないことを確かめております。またこの申請地すべてに関わることですが5件分全部なんですが、管理設道路沿道の区域であり、周辺500m以内に医療施設が複数ある農地のため、第3種農地に該当します。35、36はこれで説明終わりますが、その続きの37、38、39を説明いたします。この3件につきましては近隣が市街化の進んでいる地域につき、建築業者これが〇〇というところですが、今後を見越して建売住宅として建築する計画であります。これも先ほどと同じ書類に不備はありませんのでご審議お願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号40の淀江町佐陀について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

40番の議案について説明します。これは先ほど説明いたしました案件のほんの数メートルななめ北側のところに位置しておる土地です面積は181平方メートルです。申請人は、〇〇で、賃貸で〇〇を経営しておられます。〇〇もなかなかお客さんも多いですのでこの度事業用店舗の建築を申請地に計画しました。これにつきましても隣接耕作者の同意書、実行組合からの排水同意書について、確認済でありま

す。土地改良区については、申請地は該当ありません。申請地は、管理設道路沿道の区域であり、周辺500m以内に医療施設が複数ある農地のため、第3種農地に該当いたします。以上ですがよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、14ページ、議案第4号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。

それでは、15ページ番号1農用地区域から除外する土地の番号1の泉について審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高田主幹）

失礼します。申請概要につきましては15ページのとおりとなっております。農振農用地区域の除外の申請理由でございます。申請地の隣地では〇〇が「〇〇地区建設残土処分場」として運営されています。鳥取県西部地域の工事による残土が当初計画より著しく増えまして、現在の処分場が本年の8月頃には容量が一杯となるため、現在は受け入れ量を調整しながら運営されている状況ということです。

このため、以前より新たな施設の新設又は拡張を計画されておまして、申請地を含めた数か所、泉、尾高地区を候補地として検討されていましたが、最終的には当該申請地以外では地元の同意がまず得られなかったということで、建設残土処分場として地権者の方からもこの部分についての土地の提供の依頼がありました。申請地は、米子市淀江町〇〇の21名の共同の所有でございます。梨を植え〇〇として果樹園を運営している部分もあります。しかし、果樹園で利用している土地以外は地形的には現地確認でも見ていただいたとおり谷間の状況となっております。相当前より原野化しております。今後、農地として利用する予定もなかったため、現在の利用状況にあわせて土地を分筆し、申請地である米子市泉〇〇については転用等いろいろご相談していただんですけども、農業委員会としては非農地として取扱いとしています。そちらのほうも39ページの番号9非農地の報告についても同じようになっています。以上のような状況でありまし

て、既存の建設残土処分場の隣地及び非農地である申請地を建設残土処分場として利用するために農振農用地区域の変更申請を行うものがあります。

続きまして市としての考え方ですが、申請地周辺の隣接地梨園部分です約 1.95ha の果樹園がございます。その他には農振農用地区域、農地は無い状況であります。このため農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号で定められている除外の要件ですね、集団的農用地の分断、土地利用の混在、担い手への利用集積等への支障などは軽微なため、農振農用地区の計画変更はやむを得ないと判断するものです。さらに申請地は先ほど申しましたように平成 30 年 4 月 27 日付けで農地法第 2 条第 1 項に基づく非農地として扱っております。こちらの方も農業振興地域整備に関するガイドラインの除外等の基準の全てに該当しているために農振農用地区域として残地に残しておくことが不適當であると判断するものであります。

中本農業委員

地元委員ですけども、先ほど皆様方現地見ていただいたようにもう既に農振とかいうよりは農地としても認められないような状況でございますし、現場におきましては残土置き場がすでに詰まっております、車の中でも説明がありましたように会長の方から、残土についても公共的なものを重点的に置かれるということでございまして民間のものは入れないということで相対的に考えてみたらいいんじゃないかということで、ただ現場におきましては尾坂推進委員さんと私、それから会長さんも現地行きまして確認したところでございます。

議長（高西会長）

皆さんも良くご存じだとは思いますが、農振区域に入っている山林原野に帰ってしまったものは比較的ですな簡単には農振除外できませんが、簡単にはできませんけども、これが改良区の組合員だったら改良区の受益区域だったら大変なんです。それはなぜかといいますと、一つの例を挙げますと、私が理事長してる淀江土地改良区は地区が 3 地区ありまして全部で 50 ha ありますが、国営で壺瓶とそれから稲吉とやっておりますねえ、それで国営でやったところがもう原野化してですねえ、今日の観光農園の見ていただいた現場と一緒に状態なんです。それで改良区の賦課金が 1 年間 5,000 円ですけども、そうしますと 250 万円、改良区の 1 年間の運営費用が 250 万円です。今年なんかはですねえ、役員改選なものですから公職選挙法に基づいて米子市の選管の方に 25 万円供託金をつまないとけんというようなことで 250 万円くらいかかります。その中で特に稲吉、壺瓶の国営の所で 2 名ほどの人ですけども、まあそういう状態なもので賦課金をもう払わ

れんです。その2人の方で43万円くらい約20パーセント弱くらいの賦課金が入らないと、今年の場合は総会でいろいろお願いしてですね、総会の後3日後くらいに払っていただいてまだ若干残ってますけども、そういうふうな具合で簡単に除外はできますけども、後残った組合員はですね非常に運営に支障をきたす訳です。それからそういう状態ですから改良区加入しとられる方は良くご存じだとは思いますが、脱退する時には脱退決済金というのを払わないといけません。そういうようなことで、いろいろ改良区の受益地は非常に難しいところがあって、県とも相談してどんな方法が良いのか農業会議でも相談して、近いうちに米子市の改良協会とも良く話をしてやっていかないとはいけないと思っております。まあそういうふうな具合で、一方では簡単にいきますけども一方ではそういうですね、支障をきたすというような現状でございます。まああの、そういうことが無いようにしないとイケんと思っておりますけども、だいたいまあそういうような結果で、尾高の場合は先ほど事務局や地元委員さんが説明されたようにですね支障はありませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

森中農業委員

梨園のところ分筆して農地として残すということですけども、生産するのに支障をきたすなんてことはないかな。

事務局（高田主幹）

15ページ16、17ページに図面付けておりますけれども、17ページにあたるんですけどもこの分筆した青色と赤色の申請地の所なんですけども、ここ自体は梨園の方が今のところ高さ自体が相当高いですので、そこからUの字の谷になっている状況ですので、バスで見た所は梨園より低い位置ですので、一応高さ的な予定はそこまで上げるということですので、そこからの影響については基本的には無いと排水とかは無いというふうに考えておりますし、図面に出ておりませんが境界に梨園の管理側の道路を付けるという話になっておりますので、これ自体も緩衝になっているふうに考えております。

森中農業委員

高さはどうかわからんけども、梨を作るにあたって支障をきたすということはないということだな。

事務局（高田主幹）

はい、それ自体もちろん除外の要件になっておりますので。

議長（高西会長）

県の振興課の指導を受けてやっておられますので、問題はありません。組合員が22名ということでしたが、5人が脱退はしておられるのですが耕作は今一人の方ですねえ、残った所をほそぼそとやっておられると。木も老木になって非常に生産性が低いと、これも時間の問題じゃないかなと心配しております。

足立農業委員

一つわかりませんが、高さですね、残土を置いた高さ、こっちの方はぜんぜん先が見えんようになってますが、ああいう状態になれば今の梨はできないと。

議長（高西会長）

圃場の高さまで。最終的には梨の木が残っていますけども、圃場の高さにするということです。

足立農業委員

残土の処理場なんですか、それとも置き場なんですか。

議長（高西会長）

処理場です。今日車で見られてねえ、喜多原学園の上にメガソーラーがあったと思いますけども、あそこが県の残土置き場、建設残土処分場でしたけども、終わって後メガソーラーと。

議長（高西会長）

ただ今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、18ページ、議案第5号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、21ページ番号6-1から22ページ6-6を一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

21ページ番号6-1及び番号6-2は、借受人の希望による貸付です。番号6-3及び番号6-4は、再設定です。22ページ番号6-5は、再設定です。番号6-6は借受人の希望による貸付です。以上、番号6-1から番号6-6は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、24ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号6-1から25ページ番号6-9までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

24ページ番号6-1から25ページ番号6-9まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。Aは地権者の意向によ

るもので7件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で1件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で1件、Dは期間満了による更新で0件です。番号6-1から番号6-9まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、27ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、28ページ番号1から30ページ番号9までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

28ページ番号1から30ページ番号8は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号1から番号8までの選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。番号9の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦係長）

報告いたします。33ページをお願いします。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、34ページから35ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、6件を受理しています。

次に、36ページの農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、2件を受理しています。

次に、37ページから41ページの非農地転用現況証明について、11件を証明しています。

次に42ページの農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局に対して、1件を回答しています。

次に、43ページの農地転用現況確認書交付について、8件を交付しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告をします。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（宅和局長）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

これを持ちまして、第3回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時18分